

受付番号： 2018-1-433

課題名：糖尿病既往乳癌患者におけるリスク、GLP-1 受容体発現と臨床的意義

### 1. 研究の対象

2004年5月から2017年9月の期間において、東北大学病院で乳癌の手術をされた女性

### 2. 研究期間

2018年9月(倫理委員会承認後)～2022年3月

### 3. 研究目的

乳癌と生活習慣病、とくに糖尿病はいくつかの疫学的研究により、その関係が指摘されているにも関わらず、その分子生物学的な機序の解明は十分とは言えません。そこで今回はインクレチンというホルモンの一種である、GLP-1というタンパク質に注目した研究を予定しています。

インクレチンは血糖を下げるホルモンのインスリンを分泌し、類似性を持った物質が糖尿病治療薬として利用されています。このインクレチンの一種である GLP-1 というタンパク質は、動物実験のレベルでは消化器癌（大腸癌や小腸癌）において、細胞分裂を促しており、腫瘍の増大に関与していると報告されていますが、乳癌においては同様の報告はまだみられません。

### 4. 研究方法

手術によって摘出された乳癌組織の病理組織標本を用いて、その乳癌細胞が前述したタンパク質を持っているかどうか、またはどれほど持っているかを調べます。なお、本研究では沖縄県にある那覇西クリニックの乳癌の標本も併せて使用します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

手術によって摘出された乳癌組織の病理組織標本を用います（病理組織標本とは顕微鏡的な診断を行うための標本であり、本研究では既に診断が終了、確定した標本を用います）。個人情報には匿名化され保護されます。

### 6. 外部への試料・情報の提供

外部への情報提供は行われません。

## 7. 研究組織

本学医学部医学系研究科病理診断学分野

研究代表者:橋本 なお子

980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 東北大学医学部 1 号館 10 階

TEL 022-717-8050

FAX 022-717-8051

那覇西クリニック

研究代表者:橋本 なお子 (本学兼務)

901-0154 沖縄県那覇市赤嶺 2-1-9

TEL 098-858-5557

FAX 098-858-5552

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

研究事務局:東北大学医学系研究科病理診断学分野

担当:國吉 真平

980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-8050

FAX 022-717-8051

研究責任者:笹野 公伸

東北大学医学系研究科病理診断学分野

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先:「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研

- 究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合